

第1条(カードの名称)

本カードは、株式会社ビックカメラ(以下、甲と称します。)と株式会社クレディセゾン(以下、乙と称します。)が提携して発行するもので、ビックカードインターナショナルUCカード(以下、「BCIカード」と称します。)と称し、通称をビックカードインターナショナルと称します。

第2条(会員、本人会員・家族会員)

1.本カードは、甲および甲の指定する関係会社(以下「ビックカメラグループ」という。)の顧客を対象とし、本特約と乙のUCカード会員規約を承認してカード利用の申込みをし、甲及び乙がカード利用を承諾した方(以下「本人会員」という)に対し、乙は本カードを発行します。契約は、甲および乙が承諾した日に成立するものとします。

2.家族会員とは、本人会員の家族のうち、本人会員が、家族会員のBCIカード利用について本特約及び乙のUCカード会員規約の適用があることを承認のうえ本人会員の代理として指定して申し込みをし、乙が適当と認めた方とします。

3.本人会員は、家族会員のBCIカード及び各種サービスの利用によって生じる一切の債務を負担します。

第3条(BCIカードの発行)

1.乙は、会員にBCIカードを発行し、貸与するものとします。

2.BCIカードは、一定期間ご利用がない場合、有効期限到来時に更新カードを発行いたしません。

第4条(特典及びサービスの利用)

1.会員は、乙が提供する特典及びサービスを受ける場合、乙所定の方法でその提供を受けるものとします。但し、乙が行う永久不滅ポイントは、BCIカードでは利用することはできません。

2.会員は、ビックカードインターナショナルご利用特約に基づく特典またはビックカメラグループが定める特典およびサービスを受ける場合、ビックカメラグループ所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条(規約の適用)

会員には本特約および乙のUCカード会員規約ならびに甲のビックカードインターナショナルご利用特約が適用されるものとします。

第6条(本規約の変更等の準用)

1.UC会員規約第20条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、会員規約第20条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

2.本特約に定めのない事項については、UCカード会員規約が適用されるものとします。

第7条(ビックカメラグループによる会員情報の利用)

1.会員および入会を申し込まれた方(以下、併せて「会員等」という。)は、下記(1)に定める会員等の個人情報について、ビックカメラグループが必要な保護措置を行ったうえで、下記(2)に定める目的のために利用することにあらかじめ同意するものとします。

(1)会員等の個人情報の内容

①会員等に関する氏名、自宅住所、生年月日、自宅電話番号、勤務先、Eメールアドレス・口座番号・ビックポイントカード番号・クレジットカード番号・有効期限等、入会申込時および第8条において会員が届け出た事項。

②BCIカードのご利用状況

(2)利用目的

①ビックカメラグループがBCIカードの基本的な機能や付帯サービスを提供するため。

②ビックカメラグループが商品・サービスに関する市場調査や研究開発を行い、優遇サービスの提供、DM・電子メールその他の方法によるそれぞれの商品・サービスについてのご案内を行うため。

2.会員等は、ビックカメラグループが前記第1項(2)の目的のためにその業務を委託する場合、当該業務の遂行に必要な範囲で前記第1項(1)の個人情報を保護措置を講じた上で当該業務委託先に預託することをあらかじめ同意するものとします。

3.会員等が本条第1項(2)の利用目的②の利用について中止を申し出た場合、ビックカメラグループはBCIカードのサービス提供に支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出はビックカメラグループが指定した下記に定める相談窓口ご連絡するものとします。)

4.会員等は、ビックカメラグループに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示は下記に定める相談窓口に請求するものとします。)万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、ビックカメラグループはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

5.ビックカメラグループは、本条第1項(1)に定める会員等の個人情報について、本条に掲げた目的以外には利用しないものとします。

第8条(届出事項の利用)

会員から、ビックカメラグループ又は乙への氏名、自宅住所、自宅電話番号、勤務先、Eメールアドレス等の変更についての申し出があった場合、当該情報についてビックカメラグループが

前条の規定に従い利用することに会員はあらかじめ同意するものとします。

第9条(会員資格の喪失)

1. ビックカメラグループは、会員がBCIカード会員資格を有する者として不適格であると判断した場合は、何らの通知を要せずにBCIカード会員資格を喪失させることができます。なお、本人会員がBCIカード会員資格を喪失した場合は、その家族会員もBCIカード会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が第1項によりBCIカード会員資格を喪失した場合、乙は当該会員の乙の会員資格を取り消すことができるものとします。
3. 会員は、乙の会員資格を取り消された場合は、BCIカード会員資格を喪失するものとします。
4. 第2項または第3項により、乙がBCIカードの返還を求めた時は、速やかに返還を求められたカードを乙に返還するものとします。

ビックカードインターナショナルご利用特約

第1条<目的>

本特約は、株式会社ビックカメラと株式会社クレディセゾン(以下セゾンという)との提携により発行する「ビックカードインターナショナル」の利用に際し、株式会社ビックカメラおよび株式会社ビックカメラが指定する関係会社(以下総称してビックカメラグループという)が会員に提供する特典を定めたものです。

第2条<特典>

1. サービスポイント 会員が本カードによりビックカメラグループおよび他のUCカード会員規約に定める加盟店(以下他の加盟店という)で信用販売を受ける商品・役務等の購入金額について、ビックカメラグループ所定の率でサービスポイントを付与します。但し、ご利用代金にはキャッシングサービス、各種ローン、UCカードの年会費、保険掛け金その他所定のものとは含まれないものとします。
2. ポイントの付与日 ビックカメラグループでのお買い物に対するサービスポイントはお支払いの都度付与致しますが、他の加盟店でのクレジットご利用によるサービスポイントは、毎月10日にセゾン所定の方法により締め切られたカードご利用代金に応じ、ビックカメラグループの定める日(通常締切日翌月初)に付与します。
3. 家族会員の取り扱い 家族会員のカードご利用代金は、ポイント付与計算に際して、当該家族会員の属する本人会員のカード利用代金とみなし、本人会員に付与されます。
4. 会員へのポイントのご連絡 他の加盟店でのご利用代金に付与されるサービスポイント数は、会員に送付されるご利用代金明細書に記載の上ご連絡致します。

第3条<ビックポイントカードとの連動>

本カードと、別途ビックカメラグループが「ビックポイントカードご利用規約」に基づいて発行する「ビックポイントカード」は、会員が指定した場合には、ポイントの付与およびご使用のサービスを共有できるものとします。この場合、会員は本カードの申込書でサービスを共有するビックポイントカード番号を指定するものとし、ビックカメラグループは必要な確認を行ったうえで両カードの連動を可能とします。

第4条<退会後のサービスポイント>

会員が本カード退会時に有効なサービスポイント残高が有る場合は、第3条で連動しているビックポイントカードにより、サービスポイントの特典を受けることができます。なお、ビックポイントカードに未加入の場合は、新規加入して頂くことにより有効ポイントをビックポイントカードに移管できます。

第5条<ビックポイントカードご利用規約の準用>

本特約に規定する以外の事項については、「ビックポイントカードご利用規約」の規定を適用するものとします。

ビックポイントカードご利用規約

ビックポイントカードご利用規約は下記URLまたはQRコードをご確認ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。

https://www.biccamera.co.jp/shopguide/service/pointcard/point_regulation.html

